

食安輸発第1018002号

平成19年 10月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

タイ産ベビーコーンの取扱いについて

標記については、デンマーク及びオーストラリアにおける赤痢の集団発生を踏まえ、平成19年9月18日付け食安輸発第0918001号により通知しているところですが、今後は下記のとおり検査等を実施することとしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、平成19年9月18日付け食安輸発第0918001号を廃止します。

記

1 検査対象等

- (1) Suthan Hutacharoen Packing facility (又は Sutan packing house) が加工、包装したタイ産ベビーコーン及びその加工品 (70℃、1分又はこれと同等以上の条件で加熱されたものを除く。以下同じ。) の輸入届出がなされた場合、輸入者に対して、タイ政府から原因究明及び再発防止措置が報告されるまでの間、輸入を見合わせるよう指導すること。
- (2) (1)以外のタイ産ベビーコーン及びその加工品については、輸入届出の30% について赤痢菌に係るモニタリング検査を実施すること。

2 検査方法

「韓国産かきに対する輸入時検査強化について」（平成13年12月21日付け食監発第309号）又は「赤痢菌の試験法について」（平成14年1月9日付け事務連絡）に基づき実施すること。